

えひめ愛フード推進機構広告宣伝物等提供申請書

年 月 日

えひめ愛フード推進機構 事務局長 様

住所
申請者
氏名

印

えひめ愛フード推進機構作成の広告宣伝物等について、えひめ愛フード推進機構
広告宣伝物等提供要領第3条の規定に基づき、裏面の内容に同意のうえ、次のとお
り提供いただきたく申請します。

広告宣伝物	
希望数量	
主な使用方法 及び使用場所	
連絡先 〔電話番号〕 Eメール	
担当者 職氏名	

[同意事項]

○広告宣伝物等の提供を受けることができるのは、次の規定のいずれかに該当する場合とする。

- ①広告宣伝物等のうち、「みきゃん段ボール」及び「みきゃんスタンドパック」については、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売において使用する場合。
- ②県産農林水産物の消費及び販売の拡大を推進する趣旨に賛同し、広報において使用する場合。

○えひめ愛フード推進機構は、必要があると認めるときは、広告宣伝物等の提供を受けた者に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

○えひめ愛フード推進機構は、広告宣伝物等の提供を受けた者が次の規定のいずれかに該当すると認めるときは、承諾を取り消し、提供した広告宣伝物等の返還を求め、公表することができる。この場合において、承諾を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も機構に請求できないものとする。

- ①承諾を受けた用途以外で広告宣伝物等を不正に使用したとき。
- ②えひめ愛フード推進機構から提供された広告宣伝物等を転売したとき又は転売しようとしたとき。
- ③承諾を受けた者が、えひめ愛フード推進機構、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させたとき、又は失墜させるおそれがあるとき。
- ④正当な理由がなく、えひめ愛フード推進機構による調査等を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- ⑤その他広告宣伝物等の提供承諾を行う趣旨に反する行為をしたとき。